

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

詳細は別紙入札公告(建設工事、総合評価方式・事前審査)西日本本部 一般土木工事、建築工事 共通 を参照すること。

1	公告日	令和06年08月19日(月)		
2	契約職	西日本本部長 橋本 敏一		
3	工事概要			
3.1	工事名	西都市西都浄化センター建設工事その17		
3.2	工事場所	宮崎県西都市大字清水地内		
3.3	施設名	西都浄化センター		
3.4	処理方式	標準活性汚泥法		
3.5	水量・能力			
3.5.1	全体計画水量	10,800	m3/日	
3.6	工事内容	土木・建築工事(新設)		
3.7	対象工事	土木工事 し尿等受入施設棟工、場内配管工、場内整備工 一式 建築工事 し尿等受入施設棟 一式 建築機械設備工事 し尿等受入施設棟 一式 建築電気設備工事 し尿等受入施設棟 一式		
3.7.1	対象施設			
3.7.1.1	し尿等受入施設棟	地上2階 地下1階	延べ面積	817.3 m2 RC造
3.8	工期			
3.8.1	今回工期	契約締結日の翌日から令和08年03月13日(金)まで		
3.9	その他			
3.9.1	入札方式	電子入札・事前審査案件		
3.9.2	総合評価方式の試行工事	有	総合評価方式(技術力審査型・事前・電子)	
3.9.3	総合評価(施工体制確認型)の試行工事	有		
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	有		
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	無		
3.9.6	VE試行工事	無		
3.9.7	入札前に予定価格を公表	無		
3.9.8	「見積もりを求める方式」の試行工事	無		
3.9.9	監理技術者の緩和	無		
3.9.10	「週休2日制適用工事」試行対象工事	有		
3.10	特許	無		
4	競争参加資格(認定資格)			
	単体有資格業者にあつては、4.1.1、4.1.2に記載する条件を全て満たす者であること。特定建設共同企業体にあつては、4.2.1、4.2.2に記載する条件を全て満たす代表者と、4.3.1、4.3.2のいずれかに記載する条件を全て満たす代表者以外の者との組み合わせによる。			
4.1	単体有資格業者			
4.1.1	その1			
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事かつ建築工事		
4.1.1.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	一般土木工事・B等級・要件なし		
4.1.1.3	事業所(種類・建設業許可)	本店又は支店、営業所・土木工事業		
4.1.1.4	上記事業所の所在地	宮崎県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県内		
4.1.2	その2			
4.1.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事かつ建築工事		
4.1.2.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	一般土木工事・C等級・1000点以上		
4.1.2.3	事業所(種類・建設業許可)	本店・土木工事業		
4.1.2.4	上記事業所の所在地	宮崎県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県内		

入札公告(建設工事)

4.2	特定建設共同企業体・代表者	
4.2.1	その1	
4.2.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事かつ建築工事
4.2.1.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	一般土木工事・B等級・要件なし
4.2.1.3	事業所(種類・建設業許可)	本店又は支店、営業所・土木工事業
4.2.1.4	上記事業所の所在地	宮崎県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県内
4.2.2	その2	
4.2.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事かつ建築工事
4.2.2.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	一般土木工事・C等級・1000点以上
4.2.2.3	事業所(種類・建設業許可)	本店・土木工事業
4.2.2.4	上記事業所の所在地	宮崎県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県内
4.3	特定建設共同企業体・代表者以外	
4.3.1	その1	
4.3.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事
4.3.1.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	一般土木工事・C等級・要件なし
4.3.1.3	事業所(種類・建設業許可)	本店・土木工事業
4.3.1.4	上記事業所の所在地	宮崎県西都市内
4.3.2	その2	
4.3.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事
4.3.2.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	一般土木工事・D等級・750点以上
4.3.2.3	事業所(種類・建設業許可)	本店・土木工事業
4.3.2.4	上記事業所の所在地	宮崎県西都市内
5	競争参加資格(施工実績)	
	次のいずれかに該当する施工実績を有すること。	
5.1	単体有資格業者	
5.1.1	同種工事	次のいずれかの土木工事 ①下水道法上の終末処理場の工事 ②下水道法上のポンプ場(都市下水路を含む)の工事
5.1.2	類似工事	次のいずれかの土木工事 ①地方公共団体等が発注した下水道類似施設(農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、地域し尿処理施設[コミュニティプラント])における処理機能に係る鉄筋コンクリート造の水槽構造物の工事 ②地方公共団体等が発注した上水道施設、簡易水道施設、排水機場、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の水槽構造物の工事
5.2	特定建設共同企業体・代表者	
5.2.1	同種工事	次のいずれかの土木工事 ①下水道法上の終末処理場の工事 ②下水道法上のポンプ場(都市下水路を含む)の工事
5.2.2	類似工事	次のいずれかの土木工事 ①地方公共団体等が発注した下水道類似施設(農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、地域し尿処理施設[コミュニティプラント])における処理機能に係る鉄筋コンクリート造の水槽構造物の工事 ②地方公共団体等が発注した上水道施設、簡易水道施設、排水機場、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の水槽構造物の工事
5.3	特定建設共同企業体・代表者以外	
5.3.1	類似工事	次のいずれかの土木工事 ①下水道法上の下水道に係る工事(管渠布設工事を含む。) ②地方公共団体等が発注した下水道類似施設(農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、地域し尿処理施設[コミュニティプラント])における処理機能に係る鉄筋コンクリート造の水槽構造物の工事 ③地方公共団体等が発注した上水道施設、簡易水道施設、排水機場、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造の水槽構造物の工事

入札公告(建設工事)

6	競争参加資格(配置予定技術者)	
	単体有資格業者にあつては6.1.1に記載する条件を満たす者であること。特定建設共同企業体にあつては、6.2.1に記載する条件を満たす代表者と6.3.1に記載する条件を満たす代表者以外の者との組み合わせによる。	
6.1	単体有資格業者	
6.1.1	主任(監理)技術者の現場工事経験	地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物の土木工事(コンクリート二次製品設置工事は除く)
6.2	特定建設共同企業体・代表者	
6.2.1	主任(監理)技術者の現場工事経験	地方公共団体等が発注した鉄筋コンクリート構造物の土木工事(コンクリート二次製品設置工事は除く)
6.3	特定建設共同企業体・代表者以外	
6.3.1	主任(監理)技術者の配置	要
6.4	配置予定技術者の配置予定期間	
6.4.1	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	契約締結日の翌日から令和08年03月13日(金)まで
6.4.2	建築工事担当技術者	
6.4.2.1	建築工事担当技術者の専任	要
6.4.2.2	建築工事担当技術者の配置予定期間	建築工事の現場施工に着手する日から建築工事完了まで
7	指名停止及び設計業務の受託者	
7.1	日本下水道事業団の指名停止区域	九州区域
7.2	指名停止措置対象団体	宮崎県又は西都市
7.3	設計業務等の受託者	日産技術コンサルタント(株)
8	総合評価方式 「技術評価点」の最高点を16.5点、「施工体制評価点」の最高点を30点とする。 総合評価項目は以下のとおりとする。	
8.1	技術評価	①企業の工事成績、②関連分野での共同研究の実績、③優良工事表彰・優良施工業者、④企業の施工実績(特定工事内容又は競争参加資格)、⑤マネジメント難工事の施工実績、⑥若手・女性技術者の配置、⑦配置予定技術者の工事経験(特定工事内容又は競争参加資格)、⑧配置予定技術者の工事成績、⑨配置予定技術者の継続教育(CPD)単位の取得、⑩委託団体との災害協定・災害活動実績、⑪地元企業の採用率、⑫日本下水道事業団発注工事事故における指名停止等措置(減点評価)
8.2	施工体制評価	品質確保の実効性、施工体制確保の確実性
8.3	関連分野での共同研究の実績	ポンプ場施設又は処理場施設
9.1	競争参加資格確認申請書の提出期間	令和06年08月19日(月)から令和06年08月28日(水)まで 原則、郵送等のみとし、提出期限の締切日必着。 ただし、提出期限の前日までの受領証(書留郵便)や受付印(託送)があるものは有効とする。 提出するものと同じ内容のPDFファイルを、次のアドレスに送付すること。 「jsnishi-kikaku-nyusatsu@jswa.go.jp」
9.2	入札説明書の交付期間	令和06年08月19日(月)から令和06年09月13日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)
9.3	入札に必要な図面等の交付期間	令和06年08月19日(月)から令和06年09月13日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)
9.4	入札説明書に対する質問の提出期間	令和06年08月20日(火)から令和06年09月04日(水)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。) 原則、電子メールでの受付のみとする。 提出先メールアドレス「jskinki-keiyaku@jswa.go.jp」
9.5	入札説明書の質問に対する回答を掲示する期間	令和06年08月19日(月)から令和06年09月13日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)
9.6	入札書の提出期間(電子入札)	令和06年09月11日(水)10時00分から令和06年09月13日(金)16時00分まで
9.7	入札書の提出期間(紙入札)	令和06年09月11日(水)10時00分から令和06年09月13日(金)16時00分まで (原則、郵送等のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
9.8	開札日時	令和06年09月17日(火) 09時45分

入札公告(建設工事)

9.9	競争参加資格の有無の確認結果の通知日	令和06年09月02日(月)まで	
9.10	競争参加資格がないと認めた者からの理由の説明要求期限日	令和06年09月09日(月) 16時まで	
9.11	競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答期限日	令和06年09月13日(金)まで	
10	入札説明書に対する質問回答揭示場所		
10.1	担当部局	日本下水道事業団 近畿総合事務所契約課	
	住所	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号	
10.2	担当部局	日本下水道事業団 九州総合事務所	
	住所	福岡県北九州市小倉北区東港1-1-18	
10.3	担当部局	日本下水道事業団 宮崎事務所	
	住所	宮崎県宮崎市昭和町76-2 昭和町Nビル2F-B号	
11	その他		
11.1	随意契約により締結予定	無	
11.2	手続における交渉の有無	無	
11.3	契約書作成の要否	要	
11.4	建設リサイクル法対象	適用	
11.5	支払条件(前払)	有	
11.6	支払条件(中間前払)	無	
11.7	支払条件(部分払)	有	
11.8	火災保険等付保の要否	要	
12	問い合わせ先等		
12.1	入札執行及び契約締結等に関すること	担当部局	日本下水道事業団 近畿総合事務所契約課
		住所	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
		電話・FAX	電話:06-4977-2501 FAX:06-4977-2521
12.2	競争参加資格の確認に関すること	担当部局	日本下水道事業団 西日本設計センター企画調整課
		住所	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
		電話・FAX	電話:06-4977-2510 FAX:06-4977-2524
12.3	入札説明書、図面等の交付場所	担当部局	日本下水道事業団 近畿総合事務所契約課 電話:06-4977-2501 ただし、システム操作に関する問い合わせ先は、電子入札総合ヘルプデスク(土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分～12時00分、13時00分～17時00分まで。) 電話:0570-021-777
		交付方法	入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。
		URL	https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600
		パスワード	入札情報公開システムに記載のとおり
12.4	工事現場説明(図面、仕様書及び設計書を含む。)に対する質問に関すること	工事現場説明書 1ページを参照すること。	

入札公告(建設工事)

「3.9 その他」の補足説明

- (1) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約職の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (2) 本工事は、「企業、配置予定技術者の技術力」、「企業の信頼性、社会性」に係る資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する試行工事である。
- (3) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価して落札者を決定するものである。なお、品質確保の実効性、その他施工体制確保の実効性の確認を行うため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 本工事は、日本下水道事業団発注工事の品質確保への取組みを一層促進するため、特別重点調査を試行する工事である。
- (5) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を認めない工事である。
- (6) 本工事は「週休2日制適用工事」試行対象工事(受注者希望方式)である。当初予定価格において、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費等に乘じて補正しており、4週8休に満たない場合、契約金額のうち労務費等補正分を減額する。詳細は、特記仕様書等による。

「4. 競争参加資格(認定資格)」の補足説明

- (1) 経営事項評価点数とは、日本下水道事業団の有資格者名簿に記載されている経営事項評価点数(客観)である。

「6.2 配置予定技術者の配置予定期間」の補足説明

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め、書面で提出すること。

「11 その他」の補足説明

- (1) 契約書案により契約書を作成するものとする。
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

「12 問い合わせ先等」の補足説明

- (1) 入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。

「地方公共団体等」の補足説明

- (1) 地方公共団体等とは、日本下水道事業団、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人をいう。

※追記 感染リスク軽減のため、申請資料等の提出にあつては、当面の間、原則として郵送等での対応とする。
郵送等とは、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)とする。

上記による他、競争参加資格、入札手続き等その他の事項については、別紙による。

別紙

入札公告（建設工事）

1 競争参加資格

本工事に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 工事請負業者の選定等に関する達（平成6年達第7号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない単体有資格業者又は2者で結成された特定建設共同企業体であること。
- (2) 単体有資格業者においては日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。特定建設共同企業体においては日本下水道事業団における本工事に係る特定建設共同企業体として認定をうけていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること））。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）
- (4) 本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る事業所（本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）の所在地の条件を満たす者であること。
- (5) 本工事で求める施工実績は、過去に元請として施工し引き渡した実績（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。なお、本工事で求める施工実績を選定する際は **別添「企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について」**に留意すること。
- (6) 本工事で定める配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は以下のとおりである。
 - ① 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐という。」）の配置の有無は、入札公告、入札説明書の3.9その他、及び「3.9その他」の補足説明による。ただし配置を認める工事の場合、特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事相互の間隔（直線距離）が10km以内であること。その他の専任の要否は関係法令による。
 - ② 主任技術者又は監理技術者を次のとおり本工事現場に専任で配置できること。ただし、請負代金額が4,000万円未満（建築工事一式においては8,000万円未満）の場合においては、専任を求めない。また、特例監理技術者の場合は専任を求めない。
 - (イ) 下請契約の額が4,500万円（建築工事一式の場合は7,000万円）以上となる場合は、監理技術者又は特例監理技術者とする。なお、特定建設共同企業体（甲型）の場合には、代表者が監理技術者又は特例監理技術者を配置すること。

(ロ) 特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外の構成員については、主任技術者又は監理技術者のいずれかを適切に配置すること。

- ③ 単体有資格業者又は特定建設共同企業体の構成員のいずれもが1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者並びに土木工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。

- ④ 単体有資格業者又は特定建設共同企業体・代表者（以下「代表者」という。）にあっては、本工事で求める工事経験を有する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置できること。ただし、過去に元請として施工し引渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が本工事で求める工事経験を有していればよい。ただし、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置する。この場合の担当技術者は、非専任とする。なお、専任する場合のみCORINSに登録すること。

本工事で求める工事経験を選定する際は 別添「**企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について**」に留意すること。

- ⑤ 特定建設共同企業体・代表者以外にあっては、主任技術者又は監理技術者を本工事現場に配置できること（工事経験は不要）。
- ⑥ 監理技術者又は特定監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑦ 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

- (7) 本工事で定める建築工事担当技術者は以下のとおりである。

- ① 単体有資格業者又は代表者は、建築工事の現場施工の全期間にわたり、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有する者を専任で配置できること。
- ② 工事経験は、不要とする。
- ③ 建築工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

- (8) 日本下水道事業団が発注した工事における工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去2年間（令和03年10月01日～令和05年9月30日に工期末の完成工事）連続して60点未満でないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）

- (9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定した区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）

「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。

【工事名称】西都市西都浄化センター建設工事その17

- ① 北海道 (北海道)
- ② 東北区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- ③ 関東区域 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)
- ④ 北陸区域 (新潟県、富山県、石川県)
- ⑤ 中部区域 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
- ⑥ 近畿区域 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ⑦ 中国区域 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
- ⑧ 四国区域 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
- ⑨ 九州区域 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
- (10) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）
- (11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ② 入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」及び「品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況」をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ③ ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「価格点」、「技術評価点」及び「施工体制評価点」の合計により得た「評価値」をもって行う。
- ② 「価格点」は、下記の計算方法により算出する。

$$\text{価格点} = 100 \times [1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})]$$
- ③ 「技術評価点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、

【工事名称】西都市西都浄化センター建設工事その17

評価項目毎に評価点を算出し、その合計点を「技術評価点」として与える。ただし、施工体制が十分確保されていない場合は、施工体制の評価点の満点に対する割合を技術提案（「技術提案」、「簡易な施工計画」、「簡易な技術提案」）の評価点に乘じ、小数点以下第4位を切り捨てした数値を技術評価点とする。

- ④ 「施工体制評価点」は予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、品質確保の実効性、施工体制確保の実効性の評価項目毎に評価点を算出し、その合計点とする。
- ⑤ 総合評価（施工体制確認型）においては、品質確保の実効性、その他施工体制確保の実効性の確認を行うため、ヒアリングを実施する場合がある。
- ⑥ 評価項目、評価基準等の詳細は、入札説明書による。

3 入札手続等

(1) 担当部局

- ① 特定建設共同企業体の認定、紙入札方式による参加（変更）承諾、競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること。

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル6階
日本下水道事業団 近畿総合事務所 契約課
電話 06-4977-2501

- ② 競争参加資格の確認（申請書及び資料の受付審査）に関すること

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル6階
日本下水道事業団 西日本設計センター 企画調整課
電話 06-4977-2510

(2) 入札説明書の交付場所及び方法

① 交付場所及び方法

入札公告、入札説明書の「入札説明書、図面等の交付場所」に示した入札情報公開システムアドレスからダウンロードして取得すること。

② その他入札説明書添付資料の交付

下記のその他入札説明書添付資料は、日本下水道事業団ホームページからダウンロードして取得すること。

https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki.html

- (イ) 「低入札価格調査について（令和5年4月1日）」
- (ロ) 「特別重点調査について（令和5年4月1日）」
- (ハ) 「週休2日制適用工事について（令和3年10月1日）」
- (ニ) 「建設リサイクル法に関する工事实施要領（平成23年10月1日）」
- (ホ) 「工事における「余裕期間の設定」の試行について」

(3) 申請書及び資料の提出方法及び場所

- ① 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送によるものとし、ファックスによるものは受付けない。電子入札システムにより提出する場合であって、申請書及び資料の合計ファイル容量が10MBを越える場合の提出方法等については、入札説明書による。

なお、添付ファイルが複数ある場合、ファイルを1つにまとめZIP等

に圧縮して添付すること。

※ 当面の間、電子入札システムで提出できない場合、申請資料等の提出は、原則として郵送での対応とする。事前申請書については、郵送物と同じ内容の PDF ファイルを次のメールアドレスまで送付すること。

「jsnishi-kikaku-nyusatsu@jswa.go.jp」

メール送信した場合は、郵送連絡書（「様式 14」）のファックスは不要とする。

- ② 持参又は郵送等による場合若しくは紙入札方式による場合の提出場所
- ・ 特定建設共同企業体申請書及び特定建設共同企業体協定書の写し 3 (1) ①に同じ。
 - ・ 事後申請書及び事後資料 3 (1) ②に同じ。

(4) 入札書の提出方法及び開札場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封かんのうへ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等により提出すること。ファックスによるものは認めない。

- ① 紙入札方式による提出場所 3 (1) ①のとおり。

② 開札場所

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル6階
日本下水道事業団 近畿総合事務所 入札室
電話 06-4977-2501

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除。

- ② 契約保証金 納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札、現場説明書及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。なお、開札時において1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のないものに該当する。

- ~~(4) この入札による契約は、西都市と日本下水道事業団との建設工事委託に関する協定の締結を要することから、開札の日において協定が締結されていない場合は、入札を取り止め又は開札を延期する。この場合、日本下水道事業団は一切の損害賠償の責を負わないものとする。~~

- ~~(5) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要が認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書による。~~

【工事名称】西都市西都浄化センター建設工事その17

(6) 配置予定技術者の確認

落札決定後、(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」等により、配置予定の主任技術者、監理技術者技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(7) 関連情報の照会窓口 3(1)に同じ。

(8) ~~本件は令和〇〇年〇月〇日付けで公告した案件の再公告である。~~

~~令和〇〇年〇月〇日開札の入札において、下記のいずれかの理由により契約職から入札を無効とする旨を通知された入札参加者は応募できない。~~

- ~~① 事後審査で競争参加資格のないこと~~
- ~~② 競争参加資格申請書類の不備~~
- ~~③ 低入札価格調査、特別重点調査の結果~~
- ~~④ 施工体制の確認に関する追加資料の審査の結果~~

(9) 詳細は入札説明書による。

別添

企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について

1. 企業の施工実績

本工事で求める施工実績を選定する際は以下に留意すること。

- ・ 構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は少なくとも本体構造物の築造を含むものであること。本体構造物を築造した工事の施工実績であれば、基礎杭工や土留工などが別工事となっても、それら別工事の施工実績は求めない。
- ・ 構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は本体構造物の築造に関して一貫したものであること。すなわち、本体構造物が複数工事で分割施工されている場合、分割されたうちの一部の工事のみの施工では施工実績として認めない。
- ・ 補修工事などの付帯的な工事は施工実績として認めない。

2. 配置予定技術者の工事経験

本工事で求める工事経験を選定する際は以下に留意すること。

- ・ 1に掲げる留意事項は、“施工実績”を“工事経験”と読み替え、配置予定技術者の工事経験についても適用される。
- ・ 構造物の新設・増設を施工実績として求める工事において、配置予定技術者が工事経験として掲げる工事の一部期間しか従事していない場合は、1に掲げる留意事項が従事期間に対して満足されていること。
- ・ 構造物の耐震改修あるいは改修を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が構造物の耐震改修あるいは改修の現場着手からその構造物の耐震改修あるいは改修の現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。
- ・ 上に掲げる以外の施工を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が一連の施工に主体的に従事したと判断できるものであること。
- ・ 特殊な技術を要する工事の工事経験については、配置予定技術者が当該技術による施工の現場着手から当該技術による現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。